水戸市指定給水装置工事事業者

各種届出等のご案内

指定事項の変更

◆ 名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から 30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(水道法施行規則 様式第 10)を提出してください。

【指定の変更に必要な添付書類】

fi	量 出	の	種	類	定款の	登記簿謄本	住民票	誓約書	賃貸借契約書 又は公共料金 等の支払証の 写	備考
	年夕 7	7 1十 タ	フ 私尓	法人	0	0		0		謄本は(記載 事項証明書),
指	氏名又は名称		個人			0			住民票は発行	
定	住		所	法人	0	0				日から3ヶ月 以内のもの
事	Н		ולז	個人			0			※住民票は個
項の	代	表	者	法人	0	0		0		人番号の記載 のないもの
変更	役		員	法人		0		0		定款は直近の もの
	事業原	斤の名	ろ称	法人					Δ	支店の移転等,本 店の変更登記や住
	又は,	所在	E地	個人					Δ	民登録の変更を伴 わないもの ※1

〇:必ずご用意いただくもの

△:必要に応じてご用意いただくもの

指定事業者証に記載した内容に変更がある場合は、指定事業者証の返納が必要です。

- ※1 支店が登記簿に記載されている場合は、登記簿謄本が必要です。
- 【 ◇「氏名」の変更で「個人」の場合は、「個人事業者本人の氏名」の変更です。
 - ◇法人・個人を問わず事業者の継承(個人から個人への相続,個人から法人への組織化,法人から法人への営業譲渡,合併に伴う新会社の設立)は、「変更」ではなく、「廃止」→「新規」の手続きとなります。
 - ◇「有限」から「株式」への組織変更の場合には、同一法人とみなし、名称変更 となります。

【組織変更又は、合併の場合の届出等】

申請者	内容	具体	届出方法	
個人	法人化	個人⇒法人 (法人⇒個人 も同様の)	廃止•新規指定	
	相続	相続人が事業を継続した	廃止•新規指定	
	組織変更	合同会社 合名会社 →株式会社 合資会社	廃止•新規指定	
		有限会社⇒株式会社 合同会社・合名会社・合	指定事項変更届	
法人		指定工事業者Aと	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届 Bは廃止届
	合併	指定工事業者Bが合併	新会社 C 設立 (新設合併)	A, Bともに廃止届 Cで新規指定
			Aが指定工事業者Bを	Aが新規指定
		会社Aと	吸収合併	Bは廃止届
		指定工事業者Bが合併	新会社 C 設立 (新設合併)	Bは廃止届 Cで新規指定

[※] 一例です。この表に記載のない事例は、お問い合わせ下さい。

事業の廃止, 休止又は再開の届出

- ◆廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「給水装置工事事業者 廃止・休止・再開届出書」(水道法施行規則様式第 11)を提出してくださ い。
 - ◇ 廃止・休止……当該廃止又は休止の日から 30 日以内
 - ◇ 再開………当該再開の日から 10 日以内
- ・添付書類は不要ですが、「廃止・休止」の場合は「指定給水装置工事事業者証」を返納してください。

主任技術者の選任(追加)・解任

◆ 給水装置工事主任技術者を新たに選任または解任する場合は、当該事由が発生 した日から遅滞なく(※1)、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」 (水道法施行規則様式第3)を提出してください。

なお. <u>給水装置工事主任技術者を欠いた状態は「指定の取消し」</u>要件に該当しますので注意してください。

選任した主任技術者以外では、工事毎の主任技術者になれませんので、注意してください。(水道法施行規則第36条第1項第1号)

※1 新規指定を受けたときは、2週間以内に選任し選任届を提出することとされていますが、水戸市では指定の申請と併せて提出していただいております (くわしくは、新規申請のご案内をご覧ください。)

【主任技術者の選任・解任に必要な添付書類】

届出の種類	主任技術者の	雇用関係を証明	備考	
	免状の写し	する書類	· // // // // // // // // // // // // //	
主任技術者の選任	0	Δ	事業者の登記簿謄本に記 名のある方は雇用関係を 証明する書類は必要あり ません。	
主任技術者の解任			添付書類は必要ありません。	

〇:必ずご用意いただくもの △:必要に応じてご用意いただくもの

【申請(届出)方法・場所】

 〇窓口に書類を提出する他、<u>電子申請</u>も可能です。詳細はホームページをご参照願います。

水戸市上下水道局水道部給水課 窓口(6階)〒310-8610

茨城県水戸市中央1丁目4番1号

水戸市上下水道局水道部給水課

電話 029-224-1111 内線3951

029-231-4112 (直通)

FAX 029-231-8395

届出の基準は 全国統一です。





支店等を追加する場合は、指定事項変更の手続きとなります。

(新規指定ではありませんので注意してください。)